

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
〇 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分		県民生活交通課	
〇 廃物と認定することが困難な放置原動機付自転車の処分		河川課	
【公告】			
〇 一般競争入札の実施		消防保安課	
〇 土地改良事業の工事完了		耕地課	
〇 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請		農村振興課	
〇 公共測量の実施		監理課	
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		〇 〇 〇 〇 〇 〇	
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
〇 〇 〇 〇 〇 〇		〇 〇 〇 〇 〇 〇	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第五百十一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	六F九L五一六三〇
二七インチ 青	一台	岡山東D一一四二一
一九インチ 深緑	一台	不明
二七インチ 銀	一台	倉敷H一八五八九
二〇インチ 黒	一台	不明
二六インチ 紺	一台	水島A五二一四三
二六インチ 白	一台	岡山西E五八九五〇
二六インチ 水	一台	玉島H〇〇四五一
二六インチ 銀	一台	倉敷J八二四三〇
二六インチ 茶	一台	岡山〇〇八〇三〇
二七インチ 青	一台	倉敷J九四六九一
二〇インチ 白	一台	P M G八〇一一〇五三
二四インチ 黄	一台	岡山〇〇九五〇九
二六インチ 赤	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年八月十四日

三 放置されている場所

岡山県倉敷市羽島一〇八三番地（岡山県備中県民局東側駐輪場、西側駐輪場及び第二庁舎西側駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備中県民局地域政策部総務課

岡山県倉敷市羽島一〇八三番地

電話番号 〇八六―四三四―七〇〇〇

◎岡山県告示第五百十二号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置原動機付自転車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置原動機付自転車の種類及び名称、数量、型式並びに標識番号

種類及び名称	数量	型式	標識番号
原動機付自転車 スズキ アドレスV五〇	一台	J B H ― C A 四 四 A	津山市け二八八三

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年九月二十日

三 放置されている場所

津山市上河原五一一番地先 一級河川吉井川水系宮川 河川敷地

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置原動機付自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県美作県民局建設部管理課

津山市山下五三

電話番号 ○八六八―二三―一四三七

〔五八七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

消防防災ヘリコプターテレビ放送システム地上設備更新業務委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第28号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 平成26年度以降、この公告に示した業務と同等規模以上の消防防災ヘリコプターテレビ放送システム（地上設備）の構築又は改修の請負実績を有する者であること。

(3) 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けてい

る者でないこと。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話 (086) 226－7234

- (2) 申請書の提出期限

令和6年12月11日（水）正午

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701－1131 岡山市北区日応寺761－1

岡山県消防保安課 消防防災航空センター

電話 (086) 250－0330 内線6210－200

FAX (086) 294－7885

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年11月22日（金）から同年12月11日（水）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラム超250グラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、仕様書を除くものについては、岡山県消防保安課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/13/>）からダウンロードすることもできる。

- (3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。以下同じ。）によるものとする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後1時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年1月9日（木）午後4時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区日応寺761－1

岡山県消防防災航空センター 会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。
ウ その他
持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

- 5 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和6年12月11日（水）午後4時までに、4（1）の場所へ提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。
また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Update of Ground Facilities for Fire and Disaster Helicopter Television Broadcasting System
- (2) Contract period :
From contract date through 31 March 2026
- (3) Time limit for tender :
1 :30 P.M. 10 January 2025
(tenders sent by mail must be received by 4:00 P.M. 9 January 2025)
- (4) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Fire Prevention and Public Safety Division, Fire and Disaster Prevention Aviation Center
761-1 Nichiouji, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1131, Japan
Tel : 086-250-0330

〔五八八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和六年十一月二十二日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
足守土地改良区	丁三樋門	かんがい排水	完了年月日 令和六・九・五

〔五八九〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。
令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
津山市吉見九四一番一	田	七〇九	
津山市吉見九四一番二	田	三六	
津山市吉見九四二番	田	八三	
津山市吉見九四三番一	田	四六四	
津山市吉見九四四番一	田	二四五	
津山市吉見九六〇番	田	九七九	

二 申請に係る農地の利用の現況
農用地利用集積計画により権利を設定した者が耕作をしている。農地所有者が死亡しており、賃借期間満了後は、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。
四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年二月一日	権利の始期から令和十二年一月三十一日まで	一二、五八〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十二月六日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

〔五九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	赤磐市下仁保地内
測量の種類	公共測量（数値地形図作成）
測量期間	令和六年十一月十八日から 令和七年二月二十八日まで

〔五九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	真庭市宮地地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和六年十一月十三日から 令和七年一月二十八日まで

〔五九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	真庭市大庭地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和六年十一月十三日から 令和七年一月三十一日まで

〔五九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苫田郡鏡野町真加部及び竹田地内	公共測量（基準点測量）	令和六年十一月十三日から令和七年一月二十八日まで

〔五九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町峠 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年十一月七日から令 和七年一月三十一日まで	測 量 期 間

〔五九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七二〇番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一〇八番地三エクリールB棟一〇三号室

松本 侑也

松本 由梨

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月三十日岡山県指令建指第一九二号

〔五九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央六丁目一九番一〇五、一九番一〇六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目二九番地三

松永 仁志

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十月三十日岡山県指令建指第三〇四号